

ほごしや かてい みなさま
保護者、ご家庭の皆様
せいと
生徒のみなさん

新潟県立村松高等学校
校長 傳田 秀輝

はる やす す かた 春休みの過ごし方について

やよい こう みなさま
弥生の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃か
ほんこう きょういくかつどう り かい きょうりよく たまわ かんしやもう あ
ら本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

今年度は、3月19日（水）から4月6日（火）まで春休み（年度末・年度始め休業）と
なり、生活の中心が学校から家庭に移ります。春休みは学力を伸ばし、心身を成長させる絶好
の期間です。

しかし同時に、春休み中は生活習慣が不規則になりがちで、開放感から「飲酒」「喫煙」
「無断外泊」「深夜徘徊」「性非行」「盗撮」などの不良行為を行ったり、これらをきっかけ
として、犯罪の加害者あるいは被害者になる恐れが高まったりする時期でもあります。高校生
による大麻などの違法薬物に関する事案も発生しています。また、高校生がわいせつ画像を
撮影、保存したり、送受信したりするなどして児童ポルノ禁止法違反で検挙されているほか、
SNSへの個人情報・誹謗中傷などの書き込みによるいじめが発生するなど、スマートフォン
等を介した問題行動が多発しています。

これらの結果、人間関係が変化するなど、精神的に不安定になりやすい時期でもあります。

せいと
生徒のみなさんは、下記の内容をよく読み、責任を持って行動するよう心掛けましょう。

かてい
ご家庭におかれましては、下記のことにご留意のうえ、生活態度や行動を見守るとともに、
この機会を有意義なものにすることができるよう、格段のご配慮をお願いいたします。

記

1 生活全般について

いちじょう こうどう ふくそうどう わらまつこうこうせい ひんい たも
(1) 日常の行動や服装等は村松高校生としての品位を保つこと。

とうはつ かこう こうそく きんし こうい
頭髪の加工やピアスなど、校則で禁止されている行為はしてはならない。

いんしゆ きつえん いんりょう でんし まんび ぼうりよくこうい
(2) 飲酒、喫煙（ノンアルコール飲料、ニコチンなし電子タバコ）を含む）、万引き、暴力行為、
性非行、違法薬物の使用など、違法な反社会的行為は、絶対にしてはならない。

とく きいきん こうこうせい つう こうかく ほうしゆう ひ か とくしゆ きぎ こうとう
特に最近、高校生が、SNS・ネットを通じて、高額の報酬と引き換えに、特殊詐欺や強盗
などの犯罪行為に加担する、いわゆる「闇バイト」で逮捕されたり、電子マネーを利用し
た詐欺行為を行ったりして逮捕されたりする事件が多く報道されている。絶対に犯罪
行為を行わないこと。

- (3) 特^{とく}に最近^{さいきん}、新潟^{にいがた}県^{けん}内^{ない}では高校生^{こうこうせい}を含む^{ふく}未成年^{みせいねん}者が^{しや}、大麻^{たいま}などの違法^{いほうやくぶつ}薬物^{しやう}を使用^{じけん}する事件^{じけん}が相次^{あいつ}いでいるので、絶対^{ぜつたい}に使用^{しやう}することのないよう気^きを付^つけること。
- (4) 興味^{きようみ}本位^{ほんい}で性非行^{せいひこう}を犯^{おか}すことのないよう気^きを付^つけること。
- (5) 強^{きやう}制^{せい}わいせつ^{わいせつ}や痴漢^{ちかん}等^{とう}の性被害^{せいひがい}に遭^あわないよう、混雑^{こんざつ}する場所^{ばしよ}や、夜間^{やかん}に人通^{ひとどお}りのない場所^{ばしよ}には十分^{じゆうぶん}に注意^{ちゆうい}すること。
- (6) 不審者^{ふしんしや}に遭^あった場合^{ばあい}は、まず大^{おお}声^{ごえ}で叫^{さけ}んで助^{たす}けを求^{もと}める、すぐ逃^にげて近所^{きんじよ}に助^{たす}けを求^{もと}めるなどして、それから警^{けい}察^{さつ}に通^{つう}報^{ほう}し、学^が校^{つこう}へも連^{れん}絡^{らく}すること。
- (7) 旅行^{りょこう}等^{とう}を行^{おこな}う場合^{ばあい}は、保^ほ護^ご者^{しや}の同^{どう}意^いを得^えた上^{うえ}でくれぐれも安^{あん}全^{ぜん}に注^{ちゆう}意^いし、参^{さん}加^かすること。また、学^が校^{つこう}にも連^{れん}絡^{らく}すること。
- (8) 外^{がい}出^{しゅつ}時^じは、行^いき先^{さき}を必^{かな}ず保^ほ護^ご者^{しや}に伝^{つた}えること。無^む断^{だん}外^{がい}泊^{ぱく}や深^{しん}夜^や徘徊^{はいかい}から事^じ件^{けん}・事^じ故^こに巻^まき込^こまれるケ^けースが^ふ増^あえているので、夜^{やかん}間^{がい}外^{しゅつ}出^{しゅつ}・深^{しん}夜^や徘徊^{はいかい}・無^む断^{だん}外^{がい}泊^{ぱく}はし^ないこと。
- (9) 規^き則^{そく}正^{ただ}しい生^{せい}活^{かつ}を^{けん}して健^{けん}康^{こう}管^{かん}理^りに気^きを付^つけること。

2 スマートフォン・SNS・インターネット等の利用^{とうりよう}について

- (1) 個人^{こじん}が特^{とく}定^{てい}されるよう^{じようほう}な情^{じようほう}報^{ほう}（学^が校^{つこう}・学^{がく}年^{ねん}・氏^し名^{めい}・住^{じゆう}所^{しよ}・写^{しや}真^{しん}など）を^{けい}掲^{がい}載^{さい}しない。
※自^じ分^{ぶん}だけ^たけで^{にん}は^かず^く、他^た人^{にん}（家^か族^{ぞく}・友^{ゆう}人^{じん}を^{ふく}む）の^こ個人^{じん}情^{じよう}報^{ほう}も^{おな}同^どじ。
- (2) 他^た人^{にん}から^{じよう}の^{ほう}情^{じよう}報^{ほう}を^{おも}しろ^{はん}分^{ぶん}で^{かく}拡^{さん}散^{さん}したり、他^た人^{にん}を^ひ誹^{ほう}謗^{ちゆう}中^{しゆう} 傷^{しやう}したり^しない。
その情^{じよう}報^{ほう}が^じ事^じ実^{じつ}である^{かん}か^{けい}ど^うか^は関^ぶ係^{じやく}な^く、「侮^{めい}辱^い」^{めい}「名^{めい}誉^い棄^き損^{そん}」^{めい}等^{とう}の^{はん}犯^{ざい}罪^{ざい}と^して^{しよ}処^{じよ}罰^{ぼつ}され^る場^ば合^{あい}が^ある。
- (3) SNS・ネッ^{けい}ト^{じばん}掲^か示^こ板^{ばん}など^{しや}へ^{しん}の^{どう}書^がき^{けい}込^{さい}み^あや写^あ真^{いて}・動^{せい}画^{しんてき}の^{きく}掲^{きく}載^{つう}によ^てって^あ相^あ手^てに^{せい}精^{しん}神^{てき}的^{てき}苦^く痛^{つう}を^あ与^あえ^{たり}、安^{あん}易^いな^き気^も持^ちで^おこ^なった^{いた}「^{いた}ず^ら」^らが^し社^{しや}会^{かい}に^{じゆう}重^{じゆう}大^{だい}な^{えい}影^お響^{きやう}を^お及^おぼ^して^{ほう}法^{ほう}律^{りつ}違^い反^{はん}で^{しよ}処^{じよ}罰^{ぼつ}され^るだ^けで^なく、企^{きぎ}業^{ぎやう}に^{そん}損^{がい}害^{がい}を^あ与^あえ^て多^た額^{がく}の^{そん}損^{がい}害^{がい}賠^{ばい}償^{じやう}を^せ請^{せう}求^{きゆう}され^{たり}す^る場^ば合^{あい}が^ある^ことを^{にん}認^{しん}識^しし、十^{じゆう}分^{ぶん}注^{ちゆう}意^いす^る。
- (4) SNS・ネッ^{じゆう}ト^{ネット}上^上だけ^{だけ}で^つな^なが^りが^ある^人に^は会^あわ^ない。
高^{こう}校^{こう}生^{せい}が、イ^{いん}タ^たー^{いん}ネ^{ネット}ッ^{ネット}を^{つう}通^しじ^て知^あり^あい^て合^あった^き相^{しゆう}手^{かい}から、「脅^{きやう}迫^{ぱく}・誘^{ゆう}拐^{がい}・監^{かん}禁^{きん}され^る」^{せい}「^{せい}性^{てき}的^{てき}被^{はい}害^{がい}に^遭う」^じ等^{とう}の^じ事^じ件^{けん}が^は生^はじ^つて^いる。
- (5) 高^{こう}校^{こう}生^{せい}が、架^か空^{くう}請^{せい}求^{きゆう}詐^さ欺^ぎの^ひ被^{はい}害^{がい}に^あ遭^あう^事案^{じあん}が^は生^はじ^つて^いる^こと^から、夏^{なつ}休^{やす}み^きを^き機^{かい}会^{かい}に^か家^か族^{ぞく}で^は話^あし^あい、ス^{すま}ー^あト^あフ^あン^あへ^のフ^{どう}ィ^いル^いタ^いリ^いン^いグ^いの^導入^{どうにゆう}や、家^か庭^{てい}内^{ない}で^のス^{すま}ー^あト^あフ^あン

利用のルール作りを検討する。

(6) 上記のようなネットトラブルにあった場合は、直ちに学校に相談する。

3 交通安全等について

(1) 歩行者、自転車利用者、原付バイク利用者等が守るべき交通ルール・マナー等について、詳しくは、「年度末・年度始め休業（春休み）中における交通事故防止について（お願い）」をよく読むこと。

(2) 原付バイクの免許をとった場合は、必ず学校に「原付免許取得届」を提出すること。

(3) 新3年生の「自動車学校への通校」「自動車免許の取得」は、夏休みから許可する。よって、この年度末・年度始め休業（春休み）を含む、それ以前の通校・免許取得は厳禁する。

(4) 改正道路交通法の施行により、16歳以上の者は「電動キックボード」について、原付バイクの免許が無くても利用が可能となったが、本校では電動キックボードによる通学は禁止する。（危険性が高いため）

4 アルバイトについて

(1) 家庭の事情等でアルバイトが特に必要な場合は、保護者の了解を得てから、必ず事前に「アルバイト届」を届け出ること。詳細は「アルバイト届」に記載されているので、事前に確認よくすること。

(2) 休業中はアルバイトに拘束され、生活のリズムが狂わないよう注意すること。

5 人間関係のトラブル・いじめなど、困ったことがあった場合

別紙「人間関係のトラブル・いじめなど、困ったことがあった場合について（お知らせ）」をよく読むこと。

6 民法の改正による「18歳成年」について（新3年生および保護者・ご家庭の皆様へ）

(1) 成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた結果、3年生は18歳の誕生日が来た人から「成年」になる。

18歳になると、親権者（保護者）の同意がなくても、自分の判断で契約ができるようになる。（具体的には「高額な商品の購入」「お金の借り入れ（借金）」など）

これまでは、未成年者が親権者の同意なく結んだ契約については、未成年者は比較的容易に取り消すことができた。（未成年者取消権）

(2)しかし、18歳以上の高校3年生を含む18歳・19歳は、未成年者取消権の保護が及ばなくなるため、悪質な業者から勧誘を受けて安易に契約を結んでしまうと、取り消すことができなくなる。また、24時間いつでもスマホ等を通じて簡単に借金できることから、「借金すること」のハードルが下がり、「多重債務」の状態に陥ってしまうことが心配される。

(3)このため、新3年生へは以下を守れることを指導する予定である。
ご家庭でも、よくお話し合いをしてください。

*勧誘を受けても、安易に契約しない。
*契約でトラブルになった場合は、保護者やご家族の方に相談するとともに、公的な相談ダイヤル「消費者ホットライン」188（いやや）に電話をかけて相談すること。

(4)なお、20歳未満の飲酒・喫煙、および競馬・競輪・競艇などの公営ギャンブルは、今までどおり禁止されている。高校生は18歳で成年になっても、今までと同じく飲酒・喫煙は厳禁である。

7 春休み中の登校について

(1)休業中に登校するときは、制服を正しく着ること。

(2)登校した場合、ストーブ・ヒーターは絶対に無断で使用しないこと。また、使用した教室の施錠や片付け・清掃をおこなうこと。

(3)原則として3月末まで自転車・原付バイクでの登校は禁止する。なお、「降雪や路面の凍結、悪天候の恐れがなく、安全に登校できる」と保護者・ご家庭で判断された場合は、自転車通学・原付バイクを許可する。

また、新3年生の自動車免許取得者が自分で自動車を運転することも禁止しているため、当然、通学への利用も禁止する。

(4)保護者に自家用車で送迎してもらう場合は、商店街・学校町通り等で乗り降りし、学校まで歩いて移動すること。

8 その他

事故に遭った場合には、警察や消防とともに必ず学校に連絡すること。

県立村松高等学校

TEL 0250(58)6003

令和4年3月18日

保護者各位

新潟県立村松高等学校長
須藤 浩

学年末・学年始休業中の生徒心得について

春暖の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃から本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、3月19日から4月6日までの間は学年末・学年始休業となります。この間、生徒の生活の中心は学校から家庭に移ります。また、既に報道等で御存じのとおり、新潟県に適用されていた、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための「まん延防止等重点措置」は、3月6日で解除されましたが、なお感染者数の「高止まり」傾向が続いています。引き続き、ご家庭におかれましては、下記のことにご留意のうえ、生活態度や行動を見守るとともに、この機会を有意義なものにすることができるよう、格段のご配慮をお願いいたします。

記

生徒には、以下のとおり指導しております。

1 学習について

- (1) 今年度の学業成績を振り返り、新年度に向け、進路に応じた学力の充実を図ること。
- (2) 休み後に提出する課題は、計画的に行い、新学期に必ず提出すること。

2 新型コロナウイルス感染拡大防止について

- (1) 今年度は、部活動や大会など多くの学校関連行事の縮小・延期・中止など、例年とは異なる学校生活が続いたため、多くの生徒が、不安やストレスを抱えている可能性がある。そのような場合は、保護者や、担任の先生、部活動の顧問の先生など、相談しやすい大人に、できるだけ早く相談すること。
なお、校外の相談機関を利用したい場合は、下記の「9 人間関係のトラブル・いじめなど、困ったことがあった場合」を参照すること。

- (2) 国が提言している「新しい生活様式」を守って生活することを心掛ける。
「新しい生活様式」の実践例から、以下を抜粋する。

- ・感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い
- ・帰省や旅行は控え目に。 ・感染が流行している地域への移動は控える。
- ・咳エチケットの徹底。 ・「3密」の回避（密集、密接、密閉）。
- ・毎朝で体温測定、健康チェック。
- ・発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養。
- ・（公共交通機関の利用の場合）会話は控え目に。

詳しくは、これまで配付された「保健だより」の他、国や県の、以下のホームページ等を参考にすること。

○文部科学省「幼小中高・特別支援学校に関する情報」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00020.html

○新潟県「新型コロナウイルス感染症について」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/>

- (3) 自分または家族・同居者が、感染者・濃厚接触者またはPCR検査などの対象者に特定された場合には、すぐ担任・学校に連絡すること。夜間・土日でも学校に連絡する。
※裏面の代表電話に連絡する。夜間・土日は教頭に転送される。

3 生活全般について

- (1) 日常の行動や服装等は村松高校生としての品位を保つこと。
頭髮の加工やピアスなど、校則で禁止されている行為はしてはならない。
- (2) 飲酒、喫煙、万引き、暴力行為、性非行、違法薬物の使用など、反社会会的行為は、絶対にしてはならない。なお、「飲酒、喫煙」には、ノンアルコール飲料、ニコチンなし電子たばこを含む。
特に最近、新潟県内では高校生を含む未成年者が、大麻など違法薬物を使用する事件が相次いでいるので、絶対に使用することのないよう、気を付けること。
- (3) 強制わいせつや痴漢等の被害に遭わないよう、混雑する場所や、夜間に人通りのない場所には十分に注意すること。
なお、不審者に遭った場合は、まず大声で叫んで助けを求め、すぐ逃げて近所に助けを求めなどして、それから警察に通報し、学校へも連絡すること。

(4) インターネット・SNSにおける、以下の利用マナーを守ること。

- 個人が特定されるような情報（学校/学年/氏名/住所/写真など）を掲載しない。
自分だけではなく、友人や他人の個人情報も同じである。
- 他人からの情報を面白半分で拡散したり、他人を誹謗中傷したりしない。
- SNSなどネットへの安易なメッセージの書き込み、写真や動画の掲載は重大な事態を招く恐れがあるので、十分注意する。
- ネット上だけつながりがある人には会わない。
- ネットトラブルにあった場合は、直ちに学校に相談する。

(5) インターネット・SNS利用者が、コミュニティサイトで性的な被害に遭う事案が多発しているため、十分に注意すること。

- (6) 外出時は、行き先を必ず保護者に伝えること。無断外泊や深夜徘徊から事件・事故に巻き込まれるケースが増えているので、夜間外出・深夜徘徊・無断外泊はしないこと。

4 交通安全等について

- (1) 徒歩・自転車・原付バイクなどの場合も、交通法規・交通マナーをしっかりと守ること。悪天候・悪条件のときは運転せず、他の交通機関を利用すること。
 - 車道への急な飛び出しをしないこと。
 - 交差点では必ず一時停止し、左右を確認して横断すること。
 - 信号のある交差点では信号を守り、さらに安全を確認して横断すること。
- (2) 自転車の傘差し運転や二人乗り、並列運転、スマートフォンを使用しながら、イヤホンをつけながらの「ながら運転」をしないこと。法令により罰せられます。

- (3) 自動車に同乗する場合、全席でシートベルトを正しくつけること。
- (4) 原付バイクの免許をとった場合は、必ず学校に「原付免許取得報告書」を提出すること。

(5) 新3年生の自動車学校への通校、自動車免許の取得は、夏季休業中から許可する。それ以前の通校、免許取得は厳禁する。

また、夏季休業後に自動車の運転免許を取得しても、卒業までは運転しないこと。

(6) 自動二輪車は、免許をとることも運転・同乗することも禁止しているので、絶対にしないこと。

5 アルバイトについて

(1) 家庭の事情等でアルバイトが特に必要な場合は、保護者の了解を得てから、必ず事前に「アルバイト届」を届け出ること。ただし、危険な作業、深夜の作業、酒を提供する場所での作業などは、法律で禁止されているため、許可できない。詳細は「アルバイト届」に記載されているので、事前によく確認すること、

(2) 休業中はアルバイトに拘束され、生活のリズムが狂わないよう注意すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症が拡大するなど、社会情勢が急変した場合には、感染拡大防止の観点から、アルバイトを中止するよう、保護者の皆様にお問い合わせする場合があります。

6 旅行について

旅行、登山、キャンプ等を行う場合は、保護者の同意を得た上でくれぐれも安全に注意し、参加すること。また、学校にも連絡すること。

7 健康管理について

規則正しい生活をして健康管理に配慮するとともに、この期間に治療を要する疾患を処置すること。

8 登校について

(1) 休業中に登校するときは、制服を正しく着ること。

(2) 保護者に自家用車で登下校の送り迎えをしてもらう場合は、大通り（商店街）で降りし、学校まで歩いて移動すること。

9 人間関係のトラブル・いじめなど、困ったことがあった場合

一人で悩んだり解決しようとしても、うまくいかない場合があるので、担任の先生や、部活動の顧問の先生、その他の相談しやすい先生に、できるだけ早く相談すること。また、以下の校外の相談機関に連絡して相談することもできる。

○「新潟県SNS相談」（LINEで相談できます。方法は配布済みです）

○「24時間子どもSOSダイヤル」（新潟県いじめ電話相談）

TEL 0120-0-78310 または025-285-1212

○「新潟県いじめメール相談」 ijime@mailsoudan.org

10 保護者様へ（お願い）

(1) 五泉特別支援学校高等部の移転について

○ 既にお知らせのとおり、4月から、新潟県立五泉特別支援学校高等部が、本校と同じ建物内に移転し、「新潟県立五泉特別支援学校村松分校」が設立されます。

○ **村松分校は、生徒の送迎のためのマイクロバスを毎日、朝晩運行します。また、給食を配送するためのトラックも、毎日来校します。**

これらの車両は、毎日学校前の道路や校内の敷地を通行します。生徒は登校するさい、これまで以上に交通安全に気を付けること。

また、保護者による自動車での送迎は、できる限り御遠慮ください。止むを得ない場合でも、校地に乗り入れず、商店街で乗降車するようにしてください。

○ 4月以降、本校と村松分校の生徒が、同じ建物で勉学に励むこととなります。**お互いに配慮しあい、充実した学校生活を送りましょう。**

(2) 民法の改正による「18歳成年」について（新3年生の生徒及び保護者様へ）

○ 令和4年4月1日から、**成年年齢が20歳から18歳に引き下げ**られます。つまり新3年生は、18歳の誕生日が来た人から「成年」になります。

18歳になると、親権者の同意がなくても、自分の判断で契約ができるようになります。

（具体的には「高額な商品の購入」「お金の借り入れ（借金）」など）

これまでは、未成年者が親権者の同意なく結んだ契約については、未成年者は比較的容易に取り消すことができました（未成年者取消権）。

○ ですが、**4月1日以降、18歳以上の高校3年生を含む18歳・19歳は、未成年者取消権の保護が及ばなくなるため、悪質な業者から勧誘を受けて安易に契約を結んでしまうと、取り消すことができなくなります。**

また、24時間いつでもスマホ等を通じて簡単に借金できることから、「借金すること」のハードルが下がり、**「多重債務」の状態に陥ってしまう**ことが心配されます。

○ このため、3年生へは以下を守ることを指導しています。ご家庭でも、よくお話し合いをしてください。

*勧誘を受けても、安易に契約しない。

***契約でトラブルになった場合は、すぐ保護者に相談する公的な相談ダイヤル「消費者ホットライン」188（いやや）に電話をかけて相談すること。**

○ なお、20歳未満の飲酒・喫煙、および競馬・競輪・競艇などの公営ギャンブルは、今までどおり禁止されます。**高校生は18歳で成年になっても、今までと同じく飲酒・喫煙は厳禁です。**

11 その他

事故に遭った場合には、警察や消防とともに必ず学校に連絡すること。

県立村松高等学校

TEL 0250(58)6003